



990号
2024年10月1日
郵政産業労働者ユニオン
呉支部発行



←中国地本HPへ
PC・スマホ等から
この情報が閲覧可！



メールはこちら→

料金と賃金の改正月

郵便料金値上げ

郵便料金の改正に伴い、10月1日以降に差し出される郵便から、値上げが実施される。

普通葉書が63円から85円と3割以上も高くなる。

郵便利用料金は3割上がったとしても、事業赤字が値上げの理由である為、社員の給料が3割上がる事はないだろう。

一方で、仕事量は減員・減区によって割増しが行われている。

仕事を頑張った報酬が、仕事量の増加では、会社を見限る人も出て、人員不足に拍車がかかる。



【第13回呉支部定期大会】

事業赤字の過去

以前、赤字決算になった時、賞与の引き下げが実施された。

赤字を理由に、今後、待遇低下を会社が提案し、実施される事がない様に注視が必要だ。

黒字の時は、先行き不安を理由に社員還元は極力行わず、内部留保を増やす逆に、赤字の時は、社員の待遇悪化を示す。

一方で、役員には利益還元を行う。

役員の平均報酬が前年2,440万円から2割以上の2,953万円と急上昇した年もある。会社と役員、社員の関係性が見えそう。

「損害は社員が負い、利益は会社と役員のもの」。そう感じる社員もいる様だ。

銀行を題材としたドラマで、「部下の手柄は上司のもの。上司の失敗は部下の責任」というセリフがあったが、郵政Gの状況もそれに近いものがあるのかも知れない。

最低賃金の改正

10月1日から、広島県は最低賃金が、50円上がり1,020円に改定される。

最低賃金が前年比5%超上がったとは言え、それ以上の物価上昇があり、十分とは言えない。

ユニオン組合は、全国どこでも一律1,500円以上の最低賃金を求めている。

政府は2030年代半ばまでに、それを超える目標を掲げていたが、新政権では、2020年代を表明した。

短期間に急速な物価上昇が進み、対策が必要な時だからこそ、政策として、最低賃金の底上げが必要である。

国税庁の調査結果

令和5年分の民間給与実態統計調査の結果が公表されました。

平均給与は460万円
で前年より2万円増えています。

また、男性平均56.9万円、女性平均31.6万円、男女の所得格差は広がりを見せています。

男女の平均で、250万円以上の給与差は、最低賃金と同じく改善する必要があります。

担務・通区について

異動後の担務数・通区数についての問い合わせが組合にありました。

人事評価の手引では、「異動前の局において精通していた担務数、および取得していた通区数は当該社員が異動した月から起算して1年間は保障します。」

ただし、異動後において補償を上回る担務数、および通区数に達した期間分を加えて評価します。」と記載されています。

混合や夜勤も担務に含まれます。管理者の一部は、保障されている事を知らず、担務・通区数認定を下げようとする人がいるそうです。

評価で時給が下がり、不信感と不満を持ち、退職した社員も過去にはいると聞いています。

管理者が社員に対して、通区数などの話をする場合は、注意して話を聞き、一人で悩まずに相談する事が大切です。

人事評価に限らず、管理者の方針についていけないと、複数の社員が退職する職場が出ている話も聞いています。

本場に「社員を大切にする」会社なのか、今後とも注視する必要があります。

顧客情報の取扱い

ゆうちょ銀行の顧客情報をお客様の同意を得ずに、郵便局がかんぽ生命の営業活動に利用した件について、郵政Gは事実を認め謝罪した。

かんぽ不適正営業で、コンプライアンス遵守を掲げても、営業推進に舵を切れば、簡単に崩壊する。

郵便局では、ゆうちょ銀行とかんぽ生命の顧客情報が共に確認できる為、取扱いには注意が必要だ。

金融資産や貯金残高が多い顧客情報を得て、保険営業を行っていた話は、不適正営業が発覚する以前にも行われていたと聞く。

また、景品を建前にした保険営業活動だった為、保険業法違反の疑いで、金融庁に不祥事事件として報告する事態に至った。

今後の予定

● 10月 8日(火) 17:00~
第2回呉支部執行委員会
支部事務所

次号は 10月15日 予定